

令和 6 年度

委託 第10号

学校ガラス清掃業務委託（ゼロ町債）

仕 様 書

おいらせ町 小中学校（8校） 地内

おいらせ町

第 10 号 学校ガラス清掃業務委託 仕様書

1. 学校内訳

No.	学 校 名		面積 (㎡)	作業内容
1	下田小学校	3 階建	490	校舎、講堂
2	木内々小学校	3 階建	750	校舎、講堂
3	木ノ下小学校	3 階建	1,257	校舎、講堂 (第 1、2)
4	百石小学校	3 階建	818	校舎、講堂
5	甲洋小学校	3 階建	674	校舎、講堂
6	下田中学校	3 階建	1,151	校舎、玄関ポーチ天窓、階段一部分、図書室、音楽室の一部吹抜部分、講堂
7	木ノ下中学校	3 階建	930	校舎、講堂
8	百石中学校	3 階建	1,264	校舎、講堂

2. 清掃方法 校舎、講堂の窓ガラス (窓枠含む)

- (1) ドアガラス、窓ガラス等は両面を石鹼水又は洗浄等で吹き汚水等を飛散させないように十分気をつけて行うこと。
- (2) 清掃の仕上げは、良質の乾布を使用すること。
- (3) 内部における清掃中、汚水等が床面に落ちて汚れた時には水分を十分にふき取ること。
- (4) その他、美観上、特に必要と認められた軽微な清掃については、契約金額の範囲内において行うこと。

3. 清掃作業上の注意等

- (1) 清掃作業従事者は 2 名以上とし、そのうち 1 名は作業監督員として作業中における事故及び他設備品等の損傷防止等に注意させること。
- (2) 高所、廊下上における作業の場合など、職員及び生徒等の安全を確保するための措置を講ずるとともに、労働安全衛生法等の関係法令を遵守すること。
- (3) 作業のため、机、その他の物品等を移動する時、損傷しないように取扱い、作業終了後に元の位置に復すること。
- (4) 窓ガラス、その他設備品に破損等があった場合、直ちに連絡し、指示を受けること。
- (5) 作業に使用する器具、諸材料等は良質の物を使用すること。
- (6) 清掃作業中における作業従事者の災害及び事故発生に伴う従事者の責めについては、作業従事使用者が全責任を負うものとする。
- (7) 作業日程の調整は各学校と綿密に行い、授業等に支障が出ないよう留意すること。

4. 完了確認

作業が終了したときは、学校長等へ報告し、完了確認をしてもらうこと。

5. 履行期限

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 8 月 30 日まで

清掃期間は、令和 6 年 7 月 22 日から令和 6 年 8 月 23 日まで (土・日・祝日及び学校閉庁日 (お盆期間付近の 3 日間程度で毎年決定) を除く夏季休業期間中。各学校と作業日程調整をし決定。)

6. 提出書類

- ①業務着手届 ②業務主任担当者届 ③作業日程表 ④業務完了届 ⑤業務写真 (校舎、講堂、各階、中、外、作業前、作業中、作業後) ⑥請求書 ⑦その他監督職員が求める書類